

第29回豊島廃棄物処理協議会議事録

平成24年10月14日（日）13:00～14:00

場所：高松港旅客ターミナルビル6階会議室

I 出席協議会員（15名）

①学識経験者

（会長）岡市友利

②申請人らの代表者

清水善郎（大川真郎代理）、石田正也、中地重晴、山本彰治、濱中幸三、安岐正三、○石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、○工代祐司、羽白淳、和田光弘、大森利春、木村士郎、豊島正人

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約10名

②報道関係 9社（KSB、四国新聞、RNC、NHK、毎日新聞、朝日新聞、共同通信、読売新聞、OHK）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・植田会長代理の欠席
- ・大川協議会員の代理で、清水弁護士の出席
- ・公害等調整委員会の矢崎審査官の欠席

岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島産業廃棄物の処理事業は、調停条項に従い、共創の理念に基づいて事業を進めてきた。平成15年9月に本格処理を開始してから9年が経過し、現在558,000トンの処理が済んでいる。
- ・8月4日に開催した前回の処理協議会では、直下汚染土壌の現況やセメント原料化の処理方法について県から説明し、処理方法へのセメント原料化の追加について、9月2日、10月7日に拡大事務連絡会を開催したと聞いている。その結果、住民側と香川県側で概ね協議の方向が整ったようであり、本日の処理協議会で最終合意に至りたいと思っている。協議会員の皆様におかれては、よろしくご協力のほどをお願いしたい。

議題

（1）協議会の運営について

- ・議事録署名人に、石井協議会員、工代協議会員を指名し、了承を得た。

- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

① 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○ 県側

- ・平成15年の本格稼働開始後、これまでの処理の実績は558,837トンとなっており、全体量に占める処理の割合は59.6%となっている。今年度の処理計画は、4月が6,688トンの計画に対し6,968トン、5月は計画が6,757トンに対し7,218トンの処理、6月は5,680トンに対し6,513トン、7月は5,861トンに対し6,689トンで、7月までは順調に計画量を上回る処理ができています。8月には計画量6,912トンに対し6,745トン、9月は計画量5,385トンに対し4,941トンで、9月は400トン処理計画に届かなかった。これは、廃棄物と土壌で均質化物を作っているが、可燃物の割合が多く、処理が1日あたり100トン前後となったことによるものであり、9月の溶融炉の計画量に対する処理量の割合は92.4%になっている。
- ・なお、直島中間処理施設は、今年度から6月の定期修繕をせずに、のり網設置のための運搬船「太陽」の休航期間に合わせて、9月から定期修繕に入る予定にしていたが、予定どおり9月25日に溶融炉を立ち下げ、定期修繕、点検を実施したあと、予定より1日早く、10月7日に昇温を開始し、翌10月8日から処理を開始している。また、ロータリーキルン炉は、10月8日に立ち上げ予定であったが、一部、空気圧縮機の故障があり、立ち上げを1日延期し、10月9日に立ち上げ、10月10日から処理を再開している。なお、溶融炉については、処理開始直後は処理量が若干計画量に届かなかったが、直近ではほぼ予定の計画量108トン进行处理しているような状況である。
- ・副成物の有効利用については、鉄、銅は引き続き順調に販売している。アルミについては、現在、選別装置の設置について協議を進めている。溶融スラグは、順調に公共工事のコンクリート骨材として販売ができています。
- ・豊島、直島の見学者数については、これまでに豊島側で24,763人、直島側で38,807人の合計63,570人の見学者に来ていただいている。今年度の実績は、豊島側が996人、直島側が791人、合計1,787人となっている。これは、昨年度の同時期と比べ、豊島側、直島側、それぞれ去年より増えており、トータルで60名弱の増加となっている。

② 豊島処分地の掘削状況

○ 県側

- ・豊島処分地の掘削状況について、4月から9月は、処分地の南側斜面から南側、第1工区のあたりを中心に掘削した。南側は、先日、岩盤まで掘削完了判定をした。そのすぐ北側、TP5からTP5.5の部分も、直下土壌の掘削、廃棄物底面の掘削に備え、廃棄物を50cm残した段階で予備掘削を実施している。先週の排水・地下水等対策検討会でも説明したが、この地区からドラム缶等が多数出ており、今月18日に岡市会長に

現状を確認していただく予定にしている。

- ・10月の掘削作業計画は、旧南東トレンチ周辺部、G、H-3、4あたりの掘削と、新設運搬路設置のための北海岸西側の掘削を行うこととしている。北海岸西側とは、第3工区、B、E-1、2のあたりである。今後、掘削の進展に伴い、こちらに搬出路を整備したいと考えている。当初の計画ではもう少し南側に設置する予定であったが、高低差が大きいため工法等が難しく、若干北側に設置することを考えている。予備掘削が完了した第1工区南側、G、H-4、5あたりについては10月中旬以降、台風シーズンが終わり、雨水、浸出水の心配のない時期に底面掘削を開始したいと考えている。H測線東側は、直下汚染土壌の掘削完了判定調査が終わり次第、貯留トレンチの設置工事を開始することとしていたので、現在一部工事を開始している。
- ・24年11月から12月までの掘削作業計画は、引き続き第1工区の南側の底面掘削、G、H-4、5あたりの底面掘削及び新設運搬路設置のための北海岸西側の掘削、B、D-1、2のあたりの掘削を行う。また、地下水の汚染度が高かったC-3付近の汚染状況を把握するため、第4工区の掘削に着手したいと考えている。また、H測線東側は引き続き貯留トレンチの設置工事をを行い、完成次第、運用を開始したい。

○住民側

- ・処理計画量に対して処理量の実績がパーセンテージで出ているが、溶融炉は、計画量に対して処理の実績量が93.1%、キルン炉が87.9%だが、全体では93.7%になっている。炉の計画量に対して処理量の合計の比率が大きくなるのは、岩石等の特殊前処理物の処理実績が加えられたためだが、岩石等の処理計画は、872トンで、実績が400トン多い程度だ。400トンで0.6%も増えるのか疑問に思う。炉の処理量が計画量に対し実績が増えているが、岩石が増えているだけでこれだけ増えるのか。

○県側

- ・理由は二つあるが、まず一つは、掘削対象外土壌量3,082トンが、計画に対する実績の割合の中に上増しして入っているというのが一点である。
- ・もう一点は、計画量は毎年度見直した後の値であり、全体量と一致しない。処理計画は平成16年度、17年度、60,000トン、60,000トンと計画を立てているが、その後、処理が遅れていたことから、処理の計画量は、例えば21年は71,000トン、22年度は71,097トンと、その都度見直した数字を記載している。その関係で、これを単純に合計すると、トータルの938,000トンを超過することになる。当然、16年度、17年度、18年度等で60,000トンに足らなかった部分は、21年度、22年度、23年度に上増しして計画を立てており、それらを単純に計算すると、全体量を超えるので、今回からこの累計欄の記載は省略した。その代わり、当然、毎年度、計画量に対するその年の処理量、処理率がある。15年度であれば75.3%、16年度であれば88.8%である。この各年度の計画量に対する処理の割合を今回、単純平均したのが93.7%という数字になったということである。分かりにくいですが、今までは計画量全体に対する割合であったが、計画量全体の合計が、そのまま単純に足すと、全体量100%を超える計算になることから、全体計画に対する割合という記載は省略したが、その代わり、毎年度の計画に対する処理率を単純平均したものを記載し

ている。

○住民側

- ・表の読み方は分かったが、その説明を聞いて、それでいいのかは、すぐに判断がつかない。単純に比較したら、実際どのぐらいの数字が出たのか分からない。

○県側

- ・9月末の数字は今、計算していないが、8月末の数字は94.5%になっている。先ほど言った熔融炉処理量、キルン炉処理量についても、トータルに対する割合を出す意味がないため、こちらも、年間の計画量に対する割合を記載している。

○住民側

- ・先月末からトレンチの貯水量、地下水水位を3mぐらいで管理していたのを0mにするという話があり、今、1.8mぐらいのところに来ているのだが、いつごろ、0m管理するつもりなのか、計画を教えてください。

○県側

- ・0m管理にしようということで、高度排水処理施設の貯留槽に移送を開始して、すぐに降雨があったので、いったん2m管理に戻している。今、北揚水井と西揚水井、西揚水井はずっとではないが、高度排水に送っているのも、それがだいたい1,500トンぐらいまで減ったら、雨の心配がなくなってくれば戻すということにしており、現時点では時期は未定である。

○住民側

- ・ホームページ上のコメントがずっと更新されずに来ており、だいたいの目安は教えてください。コメントの出し方も考えてもらったほうがいいと思う。

○県側

- ・検討する。

(2) 直下汚染土壌の処理方法について

○岡市市長

- ・汚染土壌の処理方法については、7月29日に開催された豊島廃棄物等管理委員会で、セメント原料化方式が正式に承認された。これを受けて8月4日に開催した前回の処理協議会において、県から豊島の住民の皆さん方に対し、汚染土壌の処理方法にセメント原料化を追加することについて正式に提案した。その後、9月2日、10月7日に、拡大事務連絡会が開催されて協議が進められ、住民側の石田弁護士、県側の田代弁護士の力を借り、協議合意書の案の検討が行われてきたところである。その結果、事務的な協議が整い、本日の処理協議会を迎えることとなった。これまでの経緯、協議合意書の案、内容、スケジュール等について、県側から説明をお願いしたい。

○県側

- ・7月29日に第29回の豊島廃棄物等管理委員会を開催し、汚染土壌の処理方法について、セメント原料化方式が技術的に承認された。これを受け、8月4日の第28回処理協議会において、県から豊島住民会議に対し、汚染土壌の処理方法にセメント原料化を

追加することを正式に提案した。9月2日に第3回の拡大事務連絡会を開催し、直下汚染土壌の状況やセメント原料化の処理方式について詳しく説明するとともに、県から協議合意書の案を提案した。9月19日の第98回事務連絡会において、住民会議側から、県が提示した協議合意書の修正案が提案された。その後、9月中旬から10月上旬にかけて、住民会議側の石田弁護士、県側の田代弁護士を交え、協議合意書の案文について協議した。その結果、10月7日に第4回拡大事務連絡会を開催し、協議合意書の案文について協議が整った。10月10日に香川県の環境審議会を開催して、汚染土壌の処理方法にセメント原料化を追加することを審議し、了承を得た。そして、本日、第29回豊島廃棄物処理協議会を開催し、協議合意書に調印する運びとなった。

- ・協議合意書を読み上げる。「公調委平成5年（調）第4号・第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件における調停条項に関し、香川県から申請人らに対し、同条項の「本件廃棄物等」のうち、廃棄物層直下汚染土壌及び汚染覆土（以下「汚染土壌」という。）の処理方式につき、平成22年8月1日付け協議合意書（以下「平成22年度協議合意書」という。）で合意した「水洗浄方式」に加え、「セメント原料化方式」を追加したいとの申し出があった。これについて、申請人らは、別紙添付の「申請人らの豊島産業廃棄物等の処理に関する基本的考え方」の意見を述べ、香川県はこれを尊重した上で、申請人らと香川県は協議の結果、今後の「汚染土壌」の処理方法について、「平成22年度協議合意書」を下記のように変更することを合意した。」
- ・平成22年8月1日に合意した協議合意書の記の1から3を読み上げる。「1. 「本件廃棄物等」のうち、重金属等で汚染された「汚染土壌」に関しては、「焼却・熔融方式による処理」を変更し、島外へ搬出しての「水洗浄方式による処理」とし、可能な限り、その副成物の再生利用を図ることとする。2. 香川県は、「汚染土壌」の「水洗浄方式による処理」の技術的検討及び搬出・運搬並びに「水洗浄方式による処理」の実施は、管理委員会の検討結果及び助言・指導等のもとに行う。豊島廃棄物等管理委員会設置要綱第2条（所掌事務）に、「汚染土壌の水洗浄方式の技術的検討及び搬出・運搬方法の検討並びに処理の実施状況の確認」を加える。3. 香川県は、「汚染土壌」の「水洗浄方式による処理」の実施においては、情報公開に努め、申請人らの理解と協力のもとに行う。」。このように22年8月に締結した協議合意書の1から3に、水洗浄方式というのが明記されていた。今回の協議合意書の記で「「平成22年度協議合意書」の合意事項1ないし3のうち、「水洗浄方式」を「水洗浄方式若しくはセメント原料化方式又は水洗浄方式及びセメント原料化方式」に変更する。」のように今回改正することにより、処理としては、水洗浄方式かセメント原料化方式、あるいはその両方を使うことができることになった。
- ・今後の予定については、本調印終了後、今月中には、地元土庄町と直島町に対してセメント原料化を追加する産廃特措法に基づく実施計画の変更案についての意見照会を行いたいと思っている。その後、国に対し、環境審議会の審議結果、土庄町、直島町の意見を提出し、実施計画の変更について協議を進めていきたいと思っている。その後、国においては、産廃特措法の窓口である産業廃棄物処理事業振興財団の調査会で審議が行われ、その後、12月中には環境大臣の変更同意が得られるのではないかと考えている。

○岡市会長

- ・ただいま県側から、これまでの審議状況及び、協議が整った後の環境省等への手続きについて説明があったが、豊島側から何かご意見等ありましたら、よろしく願います。

○住民側

- ・申請人らの豊島産業廃棄物の処理に関する基本的考え方について、朗読する。「申請人らの豊島産業廃棄物等の処理に関する基本的考え方」県から、申請人らとの間で締結した平成22年8月1日作成の協議合意書について「水洗浄方式」に加え「セメント原料化方式」の提案がなされた。豊島産業廃棄物等の撤去期限については、調停条項で平成28年度末ということが規定されている。この間、廃棄物等の総量が当初想定よりも増加したことを踏まえ、県においては当初の処理計画の延長をおこない平成28年10月末をもって撤去する計画に管理委員会の承認のもとに変更されたところである。今回提案の汚染土壌の処理については、申請人らは、県との間ですでに前記の協議合意書を作成し、調停条項の処理方式の「焼却・溶融方式」から島外に搬出しての「水洗浄方式」に変更することに合意してきたところである。県は、この合意に基づき、平成23年11月に「水洗浄方式」の処理を滋賀県大津市の業者に委託したが、周辺住民の反対運動がおこり、この業者による処理を平成24年5月に断念した。申請人らとしては、県がこの委託を断念したことをやむ得ないものと考えている。しかし、今後このようなかたちで処理事業が遅れることがあってはならない。処理事業の遅れを生じさせたこと及び、本件処理により新たな被害者を生じさせないという申請人らの基本的姿勢に外部から疑いを持たせる指摘が申請人らに寄せられたことについて、県は深刻に受け止めるべきだと考える。申請人らは、他地域に負担をかけないように前記合意書において、「土壌環境基準を超過したダイオキシン類で汚染された」土壌や「VOCsによって汚染された土壌のうち、土壌汚染対策法に定める第二溶出量基準を超過したもの」を除外したものを対象とするなど配慮してきたところである。今回の県の提案は、この教訓を踏まえたものでなければならないと考える。申請人らとしては、今回の原因は、公開入札とはいえ、当初管理委員会などで想定されてきた業者ではなく、想定外の業者に処理を委託することになったことにあると考えている。今回のことを教訓とするならば、県は、今回の新たな処理方式の追加にともなう汚染土壌処理事業においては、管理委員会の検討結果に従い、適正に処理することとし、処理業者選定にあたり、その立地状況、周辺環境などの地域状況を調査し、地元住民の理解が得られるよう努力するべきであると考えている。」。

○岡市会長

- ・県側、ただ今の住民側のご意見に対して、特にご意見はないか。それでは、県側及び住民側の両方とも異論がないようなので、今から協議合意書に署名と押印をお願いしたいと思う。合意書は2通作成し、住民側、県側の双方でそれぞれ1通ずつ保存していただきたい。署名、押印していただくのは、住民側は濱中議長と石田弁護士、県側は浜田知事と田代弁護士だが、すでに浜田知事については署名、押印をしているので、よろしく願いたい。

(協議合意書に署名・押印)

○岡市会長

- ・ただ今行われた住民側、県側双方の代表者の協議合意書への署名により、セメント原料化を前回の協議書に加えるという最終合意に至った。処理協議会の会長としては、皆様方のご努力に感謝している。今後とも双方の信頼関係に基づき、前回の轍を踏まないように、この事業が進められるよう、強く希望している。それでは、ここでまず県側、その後住民側からそれぞれご挨拶いただきたい。

○県側

- ・ただ今汚染土壌の処理方法へのセメント原料化の追加について、最終合意となったことについて、一言、県側を代表してご挨拶申し上げます。まず、豊島住民の皆様方には、セメント原料化の追加について、格別のご理解をいただいたことに、心から御礼申し上げます。また、協議合意書の案の検討については、石田弁護士、田代弁護士にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。県としては、この協議合意書に記された基本的考え方を尊重するとともに、大津市での経緯を踏まえ、それぞれの処理方式による処理事業者や地元の情報収集を十分に行いながら、契約方法や条件を検討し、平成28年度末までの全量処理に影響を及ぼすことのないよう進めていきたいと考えている。本事業は、県政の最重要課題の一つであり、何としてもやり遂げなければならない事業であると考えており、引き続き、皆様方の格別のご理解とご協力を得て、最後まで、安全と環境保全を第一に全力で取り組んでいくので、今後ともよろしく願います。

○住民側

- ・本日、直下汚染土壌のセメント原料化方式が新しく合意に至った。今回、島内の合意形成を急いだのは、平成28年度末の撤去完了がタイトになってきているという現実がある。このような中で、香川県としては、基本的な考え方を尊重し、安全確実に処理を進めてもらいたいと思う。また、直下土壌の汚染土壌の量が今現在11層目となるなど、非常に量が多くなってきている。また、VOCsガスが高濃度に検出されたりもしている。こういう中で、健康面も含めて不測の事態が起こらないように、本当に十分に注意深く事業を進めて、平成28年度末には必ず撤去が完了するように努力してもらいたいと思う。

○岡市会長

- ・本日、植田会長代理は欠席しているが、植田会長代理からコメントを預かっているので読ませてもらう。「豊島廃棄物等処理事業は、不法投棄された廃棄物等を単に無害化するだけでなく、これまで埋め立てられていた副成物も可能な限り有効利用するなど、我が国の循環型社会のモデルとなるものであり、必ずやり遂げなければならない事業である。今回の大津市での直下汚染土壌の処理に関しては、調停条項で定められた平成28年度末までの処理期限を厳守するため、実施しようとしたものだが、様々な要因から地元住民の理解を得ることができず、廃棄物等に関する社会的な理解を得る難しさを感じたところである。この度、県と豊島住民との間で、直下汚染土壌の処理方法にセメント原料化を追加する合意が成立したわけだが、大津市での一連の経緯からも教訓を汲み取り、今後の直下汚染土壌の処理を迅速かつ適正に実施していただきたい。」

- ・非常に皆様方ご苦勞いただいて、一つ一つ協議書を積み上げていくというようなことであるが、私も、豊島の廃棄物の処理を1日も早く終わることを望んでいるので、今後ともよろしくご協力のほど、お願いしたい。それでは、本日の協議会はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成24年12月20日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 工 代 祐 司

協議会員 石 井 亨